

第2節 自主防災体制の整備

関係機関	公民協働推進室、消防本部
------	--------------

市は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

人口減少・高齢化社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、自主防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。

また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市町村の取組みを支援する。

なお、地区防災計画が定められた地区的地区居住者等は、市に対し、当該地区的実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更を提案することができる。

第2 自主防災組織の育成

大規模災害が発生した場合には、初期における対応が重要であるが、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、市を始め防災関係機関の防災活動が十分に即応できない事態が予想されることから被害の防止又は軽減を図るには、地域住民等による組織的な防災活動が必要である。

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、町会・自治会と連携を図り自主防災組織の育成に助成、援助を行う。

また、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等これらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

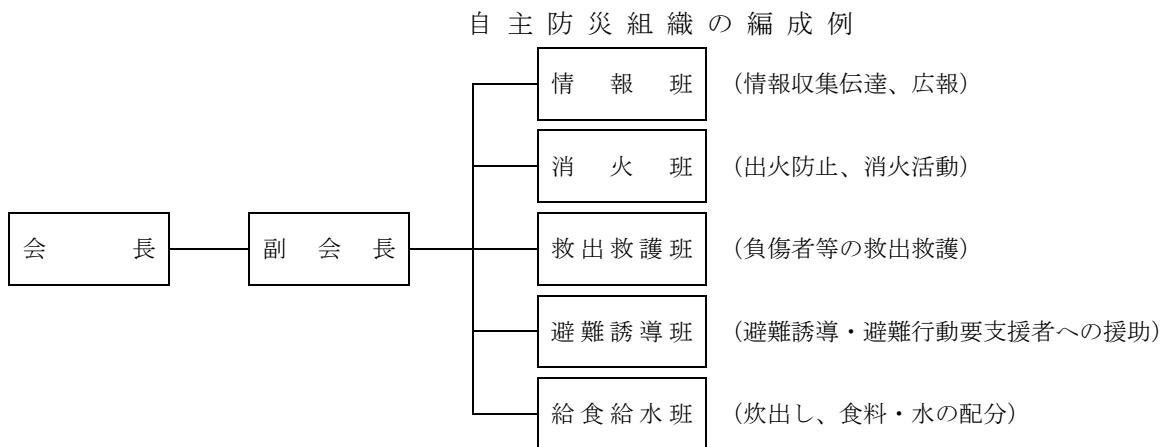
さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもの参画の促進に努める。

1 組織編成及び活動内容

(1) 組織編成

自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ平常時の活動と災害時

の活動内容を定める。



(2) 活動内容

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
① 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催など） ② 災害発生の未然防止（家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など） ③ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、避難場所・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など） ④ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など） ⑤ 復旧・復興に関する知識の習得	① 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など） ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など） ③ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火など） ④ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など） ⑤ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）

2 育成方法

災害時の迅速、的確な防災行動力を身につけるには、自主防災組織の各人が、平素から初期消火、救出・救護等の発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得しておく必要がある。

このため、市は、地域の実情に応じた自主防災組織の育成等に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 防災資機材の整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (5) 初期消火防災訓練、応急手当訓練の実施

3 各種組織の活用

地域の住民が、自主的、積極的にその組織に参加し効果的な活動を行えるよう、町会・自治会を中心 に自主防災組織として育成するなど、地域の実情にあった組織づくりを推進する。

第3 事業所による自主防災体制の整備

市は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、市は、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
<ul style="list-style-type: none">① 事業継続計画（B C P）の作成・運用② 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）③ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）④ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）⑤ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）⑥ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）	<ul style="list-style-type: none">① 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）③ 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）④ 情報伝達（地域内の被害情報の市町村への伝達、救援情報などの周知など）⑤ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放など）

2 啓発の方法

市は、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する立入検査の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

市は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。